

平成30年度中に策定・変更等を予定している計画等について

滋賀県国民保護計画【変更】

■ 概 要

- 県は、国が定める国民の保護に関する基本指針に基づき、国民の保護に関する計画を作成しなければならないこととされている。

(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第34条)

■ 変 更

- 平成29年12月の国の基本指針変更を受け、現在、県計画の変更のための手続を進めているところ。

(主な変更点)

- ・ Jアラートによる情報の伝達と弾道ミサイル落下時の行動の周知に努めること。
- ・ 地下施設等を避難施設に指定するよう配慮すること。

(今後の予定)

現在、国と変更案について事前協議中であり、協議終了後、速やかに変更予定。

(参考)

平成18年 1 月20日	滋賀県国民保護計画	策定
平成22年 3 月19日	滋賀県国民保護計画	一部改正
平成26年11月17日	滋賀県国民保護計画	一部改正

滋賀県地域防災計画【修正】

■ 概 要

- 県は、国の防災基本計画に基づき地域防災計画を作成し、必要があると認めるときは、これを修正しなければならないこととされている。(災害対策基本法第40条)
- 本県では、危機事案ごとに「風水害等対策編」、「震災対策編」、「事故災害対策編」、「原子力災害対策編」の4編を作成している。

■ 修 正

- 毎年度必要な修正を行っており、本年度においても、防災基本計画の修正等の内容を踏まえ、修正を行う予定。

(今後の予定)

年度末の防災会議で修正を予定。

(参考)

平成29年度滋賀県地域防災計画の修正

【主な修正項目】

- ・ 平成29年台風第21号の教訓を踏まえた修正
- ・ 滋賀県地震防災プランの策定に伴う修正
- ・ 水防法および土砂災害防止法の改正(平成29年6月)の反映
- ・ 原子力災害対策指針の改正(平成29年3月および平成29年7月)の反映